

## 市街化区域内の農地を転用される方へ

- 市街化区域内の農地に家を建てたり、駐車場にする場合には、「農地転用の届出」が必要となります。
- 転用するにあたり、権利の設定・移転が伴わない（自分の農地を自分で利用する）場合は、『農地法第4条の届出』が必要となります。また、権利の設定・移転が伴う（自分の農地を息子さん又は第三者が利用する）場合は、『農地法第5条の届出』が必要です。
- 届出書は、4条の場合「2部」、5条の場合「3部」と一緒に添付書類を「1部」提出してください。
- 受付は、随時行っています。
- 受け付けしてから受理が完了するまで、「1週間から2週間」かかります。
- 届出する土地が土地改良区に属している場合、土地改良区からの除斥決済金が必要となります。手続は、申請者ご自身で行ってください。
  - 見沼代用水土地改良区・・・久喜市菖蒲町菖蒲 65 番地  
TEL 0480・85・9100

### 【添付書類】

確認	書 類 名	説 明
	土地登記事項証明書 ※コピー、オンライン登記 情報サービスで取得した ものは不可	・届出日から3箇月以内に交付を受けたもの 【さいたま地方法務局春日部出張所で入手できます。】 【権利者の住所が住民票と異なる場合、住所のつながりが分かる証明書が必要です。】
	住民票 (法人の場合は法人登記簿) ※コピー可 ※譲渡人譲受人とも要	・届出日から3箇月以内に交付を受けたもの ・申請人が個人の場合、住民票が必要となります。 ・申請人が法人の場合、法人登記簿が必要となります。 【住民票は、市町村役場(所)の住民課、法人登記簿等は、さいたま地方法務局春日部出張所で入手できます。】
	公図の写し ※コピー可	・届出日から3箇月以内に交付を受けたもの ・申請地を赤色で明記してください。(縮尺 1/500~600) 【さいたま地方法務局春日部出張所で入手できます。】
	案内図	・住宅地図等を利用し、申請地を赤色で明記してください。
	念書 ※届出人は譲受人	・届出どおり転用することを確約してもらいます。 【様式は農業委員会事務局に用意してあります。】
	委任状	・業者委託の場合必要となります。 【様式は農業委員会事務局に用意してあります。】
	抵当権者等の同意書	・土地に抵当権等が設定されている場合必要となります。
	本人確認書類	・『本人確認に係る留意事項』をご確認ください。

(本人確認に係る留意事項)

1 申請者が窓口書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要のもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

2 上記1以外の場合(代理人が持参する場合や郵送する場合等)、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し

3 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請の内容について確認する場合があります。